

* 別居を考えている皆さま・別居中の皆さまへ *

婚姻費用(生活費や養育費等)の分担

- ・別居をしたときには、お互いの収入等に応じて、相手に、**自分の生活費や自立していない子どもの養育費等(婚姻費用)の一部**を請求することができます。
- ・話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

〈調停手続の概要に
関する裁判所のHP〉→



〈婚姻費用の金額の目安に
関する裁判所のHP〉→



面会交流

〈法務省パンフレットはこちら〉→



- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。
- ・子どもがいる場合は、その**健やかな成長のために**、面会交流について**しっかりと話し合う**ようにしてください。

児童手当の受給者の変更

- ・離婚に向けて別居していて、生計を同じくしていないときは、児童手当は、**児童と同居している人**に支給されます。また、配偶者からの暴力を理由に別居している場合も、受給者変更できることがあります。
- ・受給者変更の手続の詳細は、【福祉保健課：32-4733】（公務員の場合は勤務先）に確認してください。

家庭の相談窓口

- ・夫婦、親子、扶養など家庭の問題についてお悩みがある方の相談窓口を設置しています。家族関係の改善に向けてのアドバイスを受けたり、別居中の生活で困っていることなどについて相談することができます。※**相談料無料**

養育費等相談支援センター：03-3980-4108又は0120-965-419（携帯電話とPHSは不可）

DV(配偶者からの暴力)被害があるとき

- ・配偶者から暴力等を受けている方に向けて、**相談・情報提供・一時保護**などを受け付ける窓口を設置しています。

詳細については、【**宮崎県女性相談所：0985-22-3858**】（**配偶者暴力相談支援センター**）にご相談ください。

※離婚を考えている方は、裏面をご覧ください。
（法テラスなどの問い合わせ先についても記載があります）

* 離婚を考えている皆さまへ *

財産分与

〈財産分与に関する法務省のHP〉→



- ・離婚をしたときは、相手に対し、夫婦で取得した財産の清算を請求し、**お二人の財産を分ける**ことができます。
- ・金額等について、話し合いができないとき、まとまらないときには、家庭裁判所に**調停**の申立てをすることなどができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。

年金分割

〈年金分割手続の詳細〉→



- ・離婚した場合、**お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割**して、それぞれ、自分の年金とすることができます。

※**離婚後2年間**の期間制限あり。

子どもがいる方へ

〈離婚に関する法務省のHP〉
(Q & Aや養育費解説動画、養育費と面会交流のパンフレット等が掲載されています。)



○親権者

- ・未成年の子どもを持つ夫婦が協議離婚するときは、話し合いで**親権者を定める必要**があります。**子どものために、しっかりと話し合う**ようにして下さい。

○養育費

- ・**養育費**とは、**子どもが自立する(例えば大学等を卒業する。)**までに必要な費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

○面会交流

- ・**面会交流**とは、子どもと離れて暮らしている親が、**子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、電話や手紙等の方法で交流すること**をいいます。

- ・**養育費**や**面会交流**についても、**子どもの健やかな成長のために、しっかりと話し合う**ようにしてください。

〈養育費に関する
裁判所のHP〉→



〈面会交流に関する
裁判所のHP〉→



○児童扶養手当

- ・離婚し、子どもをひとりで育てる方は、**児童扶養手当**を受給できる場合があります。
- ・受け取れる金額等は、受給される方の所得や監護・養育する子どもの人数等に応じて異なります。詳細については、【福祉保健課：32-4733】に確認してください。

※**児童手当の受給者変更については裏面をご覧ください**

(問い合わせ先)

- 自治体の**家庭相談窓口**について知りたい方や**DVIにお悩みの方**は、裏面もご覧ください。

- 法的トラブルについてのお問合せは**日本司法支援センター(法テラス)**へ。→



- 法務省のHP**では、離婚をするときに考えておくべきことを紹介しています。→



- ひとり親家庭への支援策については、**厚生労働省のHP**もご参照ください。→

